

令和２年度 松山市廃棄物処理施設審議会

第１回 原因者責任検討部会議事要旨

日 時 ： 令和２年 11 月 9 日（月） 10:00～12:00

場 所 ： KH三番町プレイスビル 3－1

- （１）産業廃棄物不適正処理の再発防止策について、計画的に立入検査を行っており評価できる。今後は、違反のあった業者への対応を中心にメリハリをつけた立入検査を行うべきである。
- （２）レッグ等への行政処分や費用求償、刑事告発など原因者への責任追及について、市は限られた権限の中で、最大限に取り組んでいる。具体的には、支障発生後、措置命令を経て代執行を開始し、支障を除去するまで極めて迅速に対応している。また、レッグ等原因者への費用求償だけでなく、法的責任の有無にかかわらず排出事業者等に事業への協力を求めている。このような市の取組は大いに評価できる。
- （３）レッグ最終処分場の土地所有者への対応について、本事案は自らの土地で生じた生活環境保全上の支障を行政が取り除くというものであり、土地所有者は市に協力するべきである。市は土地所有者に対し、引き続き協力を求め、応分の役割を果たさせるべきである。
- （４）代執行による今後の管理と終期の判断について、技術的な検討を踏まえた合理的な対応をすることに加え、住民に説明をしながら進めていく必要がある。また、代執行の技術的な検討内容や責任追及等に関するこれまでの市の取組や今後の対応の基礎となる考え方について記録に残すとともに、長期にわたる現場管理や責任追及等の諸課題に対応できる体制を整える必要がある。
- （５）これまでの愛媛県との連携について、県から人的・技術的・財政的支援から成る総合的支援といった極めて前向きで心強い支援を得ている。今後も県市が産業廃棄物行政に関して様々な形で連携を進める必要がある。

※ 公開の判断の理由（松山市情報公開条例第 7 条第 2 号、第 3 号及び第 7 号）

本部会では、特定の個人や法人の不利益情報が含まれ、また、公開することにより、今後、原因者等への責任追及等を実施する際に支障が生じると認められるため、それらの情報を除いた情報を公開する。